

郡山市立学校新型コロナウイルス対策 対応マニュアル(第4版)

郡山市教育委員会

(令和2年11月20日現在)

< 目 次 >

1	児童生徒及び教職員の検温の徹底	P.1
	(1) 市立学校における新型コロナウイルスへの対応方針（児童生徒用）	P.2
	(2) 市立学校における新型コロナウイルスへの対応方針（教職員用）	P.3
2	「3つの条件」の回避の徹底	P.4
3	「新しい生活様式」の実践例	P.5
4-1	児童生徒及び教職員が確定患者となった場合の対応【更新】	P.6
	＜児童生徒・教職員が確定患者となった場合のフローチャート＞	
4-2	児童生徒及び教職員が濃厚接触者になった場合の対応	P.7
	【濃厚接触者の定義】【更新】	
	＜教職員の休暇等のフローチャート＞	
	【児童生徒の出席停止について】	P.8
5	来校者への対応	
6	学校の消毒方法（新型コロナウイルス感染予防）	
7	学校医・薬剤師との連携	
8	海外から帰国した児童生徒等への対応	P.9
9	緊急事態宣言対象地域への往来について	
10	いじめ防止の徹底	
	新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷被害の相談窓口（福島県）【更新】	
11	学校再開後の児童生徒の心のケアについて	
12	休業中からの学校再開に向けた不登校対策	P.10
13	部活動等の実施について【更新】	

「郡山市立学校新型コロナウイルス対策対応マニュアル（第4版）」の改訂について

本市教育委員会では、郡山市保健所の助言を受け、令和2年3月30日に本マニュアル（第1版）を作成し、以後2回の改訂を行いながら、新型コロナウイルス感染防止対策、発生時の対応に取り組んできました。

11月20日現在で、郡山市立学校において新型コロナウイルスの感染は拡大していません。市保健所からは、本マニュアルを早急に整備して各学校に配付したこと、各学校が本マニュアルを順守していること、確定患者発生時に保健所と連携し迅速に対応していることについて評価を得ています。

これまで確定患者と同じ学級の児童・生徒及び担任教員等を、確定患者との接触の濃淡に関わらず、濃厚接触者としてきました。この運用はより安全ではあるものの、14日間の学級閉鎖は授業の遅延や保護者の負担増となっており、今後、冬に向かって新型コロナウイルス感染増加が懸念される中で、学校の教育活動に大きな支障を生ずることが予想されます。

そこで、これまでの感染者の発生状況及び検証結果をもとに、保健所からの助言により、市立学校の児童・生徒及び教職員が確定患者となった場合の対応について見直しを図り、本マニュアルを改訂しました。

1 児童生徒及び教職員の検温の徹底

(1) 市立学校における新型コロナウイルスへの対応方針（児童生徒用）

※ P.2 参照

(2) 市立学校における新型コロナウイルスへの対応方針（教職員用）

※ P.3 参照

(3) 健康観察記録表

※ 別冊資料編参照

感染拡大防止には、感染者及び感染の疑いのある者との接触を断つことが最大の防止策である。

家庭において、登校前に検温を実施

発熱等の風邪の症状
なし

登校

登校後に発熱

早退
(出席停止)

発熱等の風邪
の症状あり

欠席 (出席停止)
まずは、かかりつけ
医に電話をし、受診

体調改善
確認後

登校

- 息苦しさ(呼吸困難)や強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがあ
る場合
- 重症化しやすい人で、
発熱や咳などの比較
的軽い風邪の症状があ
る場合
- 上記以外の人で発熱
や咳など比較的軽い
風邪の症状が続く場
合
(症状が4日以上続く
場合は必ず相談)

受診・相談セン
ターへ連絡

自宅での検温不可
または
検温備忘

保健室等で検温

発熱等の
風邪の症状
なし

教室へ

発熱等の
風邪の症状
あり

早退
(出席停止)

家庭において、出勤前に検温を実施

発熱等の風邪の症状
なし

出勤

出勤後に発熱

早退
(特別休暇)

発熱等の風邪
の症状あり

欠席 (特別休暇)
まずは、かかりつけ
医に電話をし、受診

体調改善
確認後

出勤

- 息苦しさ(呼吸困難)や強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがあ
る場合
- 重症化しやすい人で、
発熱や咳などの比較
的軽い風邪の症状があ
る場合
- 上記以外の人で発熱
や咳など比較的軽い
風邪の症状が続く場
合
(症状が4日以上続く
場合は必ず相談)

受診・相談セン
ターへ連絡

検温備忘

保健室等で検温

発熱等の
風邪の症状
なし

発熱等の
風邪の症状
あり

職員室へ

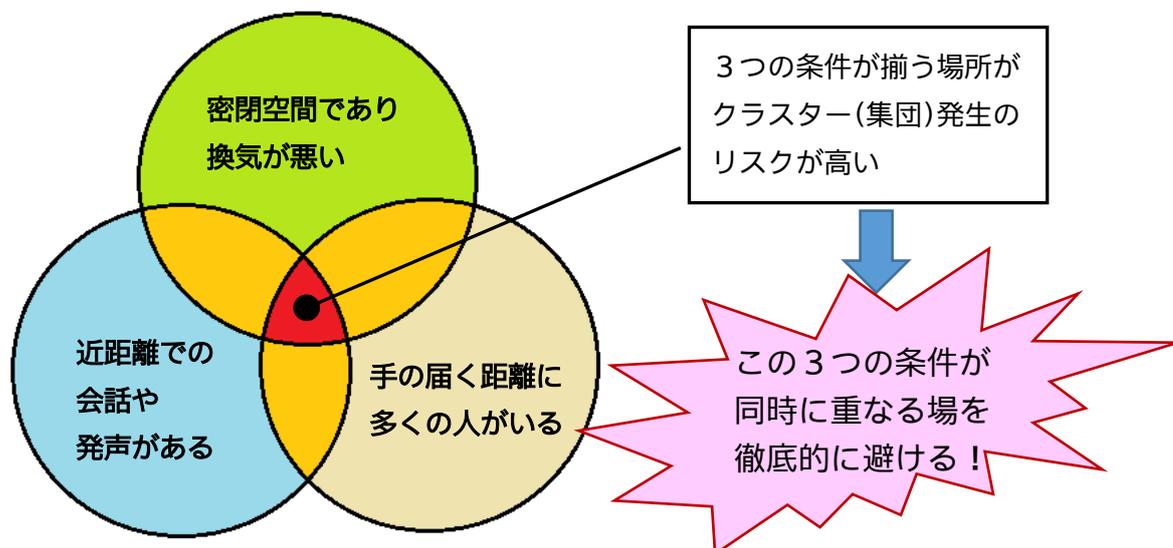
早退
(特別休暇)

2 「3つの条件」の回避の徹底

(1) 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が3月9日に示した見解

「これまで集団感染が確認された場の共通点」

〔 ▲換気の悪い密閉空間であった
▲多くの人が密集していた
▲近距離での会話や発声が行われた 〕 という3つの条件が重なった場所



(2) 専門家会議が3月19日に示した提言では、この『3つの条件が同時に重なる場』を避けるため、

- ① 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底
- ② 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮
- ③ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える など

保健管理や環境衛生を良好に保つような取組を進めていくことが重要」であるとされている。

(3) 学校での学習活動を行う際の基本的な考え方

「新型コロナウイルス感染症に係る市主催等イベント中止等及び市有施設の休館に関する指針 (9月18日改正)」に基づいて活動内容を検討する。

※別冊資料編参照



～ 各学校における留意事項 ～

- ① 登校時、休み時間ごと、下校後に5分間の換気を徹底するとともに、授業中も適時換気を行う。
- ② 3つの条件が重なることのないように、学校行事や活動を工夫する。
- ③ できる限り、近距離での会話や大声での発声を控えさせる。
- ④ 近距離での会話や発声等が必要な場面を想定し、飛沫を飛ばさないよう、マスクを着用する等の指導を行う。

【「3つの条件」を回避するための取組例】

- ① 教室の座席をできるだけ離して配置する。
- ② 学校の実態に応じて、できるだけ広い空間を活用して授業を行う。
(多目的ホールや体育館等)
- ③ 行事や集会は大人数にならないようにし、なるべく児童生徒の間を空けて実施する。
- ④ 用具や物品の共用をできるだけ避ける。用具や物品を共用した場合は、使用後、児童生徒に手洗いをするように指導する。必要に応じて使用した用具や物品の消毒を行うようにする。(体育用具、タブレットPC等)
- ⑤ 給食前には手洗い、うがいを徹底する。配膳時に並ぶ際は間隔をあける。机を向かい合わせにしない。食事中の会話を控える。
- ⑥ 音楽科の授業で歌を歌う活動や息を吹き入れるような楽器を使用する活動は、年間指導計画の中で指導の順序を入れ替える。時期をずらすのが難しい場合は、広い場所(体育館等)で向かい合わないようにする。
- ⑦ 体育科の授業においては、できる限り屋外で実施する。集合・整列する場合は、児童生徒の間を適度にあける。密集や密接を避けることが、難しい運動については、年間指導計画の中で指導の順序を入れ替える。

3 「新しい生活様式」の実践例 (抜粋) (令和2年5月4日 厚生労働省)

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本 ①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗い

- 人との間隔はできるだけ2m(最低1m)空ける。
- 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う。
(手指消毒薬の使用も可)

(2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

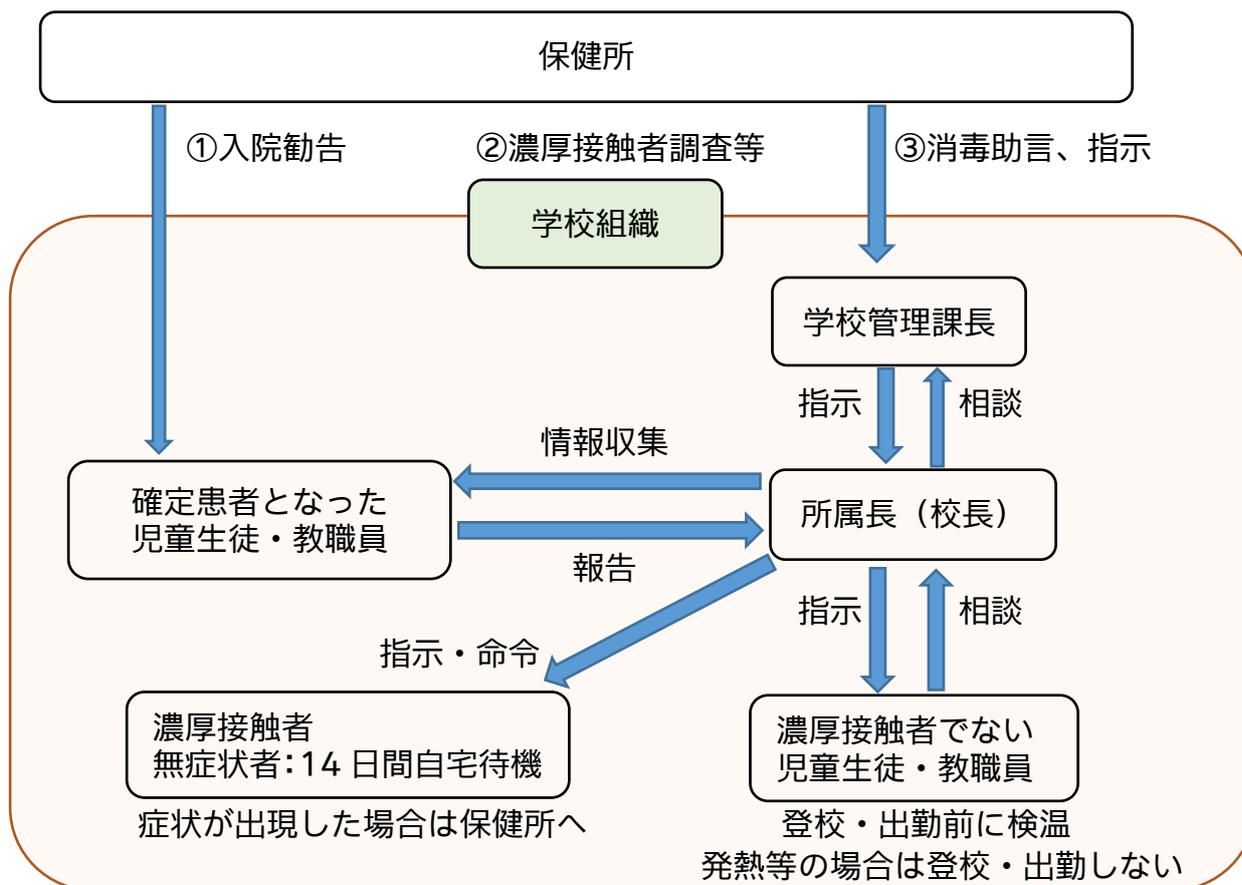
- こまめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避(密集、密接、密閉)
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



各学校の実態に応じて実践する。

4-1 児童生徒及び教職員が確定患者となった場合の対応

<児童生徒・教職員が確定患者となった場合のフローチャート>



【更新】

※確定患者の動線を確認し、該当箇所の消毒作業を実施する。休業期間及び授業再開については、保健所と情報交換を行いながら状況に応じて判断するが、原則以下のとおりとする。

市立学校の児童・生徒及び教職員が確定患者となった場合、疫学調査の結果、以下の条件を満たす場合にあっては、14日間の学級閉鎖は行わず、確定患者の学級について、児童・生徒及び担任等教員のPCR検査を行い、陰性が判明した翌日から学級閉鎖を解除することとする。ただし、当該学級の関係者に対して、保護者の協力のもと学校が14日間の健康観察を行う。(検温については、朝と昼の2回実施する)

【条件】

- ① 当該クラスにおいて、本マニュアルに示す内容が順守されていること
- ② 確定患者の登校日について無症状であること(マニュアル順守の確認)
- ③ 確定患者の学級の児童・生徒及び担当教員の全員が無症状、PCR陰性であること

※保護者に対する説明は、密集を避けるという観点から、保護者会は開催せず、郡山市及び郡山市保健所からの公表をもとに教育委員会は文書を作成し、各学校から保護者へメール及び電話等により説明する。

4-2 児童生徒及び教職員が濃厚接触者になった場合の対応

→ 濃厚接触者は 14 日間の自宅待機とする。

【濃厚接触者の定義】

「患者（確定例）」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当し保健所長が指定する者

※「患者（確定例）の感染可能期間」とは、発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した2日前から隔離開始までの間、とする。

- (1) 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空内等を含む）があった場合
- (2) 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- (3) 患者（確定例）の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- (4) その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺的环境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

<参考・・・国立感染症研究所 感染症疫学センター R2.4.20 版>

<教職員の休暇等のフローチャート>

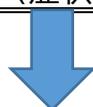
<p>1 教職員に発熱等の風邪症状が見られる場合</p> <p>※まずは、かかりつけ医に電話をし、受診する。</p>	<p><対応> 特別休暇</p>	<p>※本人が出勤したい旨の申し出があったが、校長は出勤しないよう要請した場合</p> <p>→ 職務に専念する義務の免除</p>
--	----------------------------	---



【※受診・相談センターに相談する目安】

※11月1日に「帰国者・接触者相談センター」から名称変更

- 息苦しさ（呼吸困難）や強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- 重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
 - ・糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）の基礎疾患がある方や透析を受けている方
 - ・免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- 上記の以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合は必ず相談）



※校長は学校管理課長へ報告

<p>2 <u>受診・相談センター</u>に相談</p> <p>24 時間対応</p> <p>フリーダイヤル 0120-567-747</p>	<p><対応></p> <p>これまでの休暇はすべて特別休暇</p> <p>陽性になった場合は病気休暇</p>
---	---

【児童生徒の出席停止について】

- ・当該児童生徒等について、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止
- ・他の児童生徒等について、濃厚接触者にあたりと特定された場合、同条に基づく出席停止

学校保健安全法 第 19 条

校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

新型コロナウイルス感染症に対応した小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関する Q&A（令和 2 年 4 月 6 日時点）

（問 6）感染経路が分からない患者が増えている地域にあり、保護者から学校を休ませたいと相談されたが、どうしたらよいか。

例えば、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしない場合もありうると考えられます。

→ 感染の不安により学校を欠席した場合は、出席停止とすることができる。

5 来校者への対応

児童生徒、教職員が感染予防に取り組む中、来校者からの感染を防ぐことが重要であることから、

- （1）玄関に新型コロナウイルス感染症対策の表示（学校管理課で作成）を掲示する。
 - （2）玄関に手指消毒液を設置する。
 - （3）来校者名簿への記入を確認する。
 - （4）移動範囲を必要最小限とし、その動向を把握する。
- ※ 来校予定の業者等に対し、検温および健康状態の確認を依頼する。

6 学校施設の消毒方法（新型コロナウイルス感染予防）

※ 別紙資料（市保健所作成）参照

7 学校医・薬剤師との連携

保健管理・環境衛生を良好に保つための取組を進めるため、学校医・薬剤師からの助言等を受ける。

8 海外から帰国した児童生徒等への対応

(1) 児童生徒について

帰国した日の過去 14 日以内に「検疫強化対象地域」に当該地域が検疫強化対象国として追加された日以降の滞在歴がある児童生徒等又は帰国した日の過去 14 日間以内に「入管法に基づく入国制限対象地域」に滞在歴のある児童生徒等は、政府の要請に基づく 2 週間の自宅等での待機を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させて構わない。なお、検疫強化対象地域等は今後変更があり得るので最新の情報に注意する。

それ以外の国についても、帰国後 2 週間は登校しないよう要請する。(出席停止扱い)

(2) 保護者や同居の家族が海外から帰国した児童生徒への対応について

帰国した保護者や同居の家族には、検疫所の指示のもとに 2 週間健康観察をしていただくとともに、児童生徒についても、朝夕の検温を行うなどこまめな健康管理をお願いします。

9 緊急事態宣言対象地域への往来について

緊急事態宣言の対象となった地域への不要不急の往来は、極力控えるよう要請されている。

また、4月7日以降、対象地域からの転入や往来があった児童生徒・教職員に対しては、校長から 2 週間の自宅待機を依頼する。(出席停止扱い) なお、体調に変化があったときは、速やかに受診・相談センターに連絡するよう依頼する。

10 いじめ防止の徹底

【感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について】

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、このような偏見や差別が生じないようにすること。

学校関係者で確定患者が発生した場合は、必要に応じて以下の相談窓口を紹介する。

新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷被害の相談窓口（福島県）
024-521-8647（平日9時00分から17時00分まで）

11 学校再開後の児童生徒の心のケアについて

現在、児童生徒及び保護者は、新型コロナウイルス感染はもとより、それに起因するいじめや偏見、学校再開後の学習や人間関係、生活の乱れ等への不安やストレスを抱えている。

学校は、それらの児童生徒の心のケアに努めるため、日常観察や聞き取りを行い状況を把握し、保護者との連絡を密に図り、積極的にスクールカウンセラー等によるカウンセリングを実施するとともに、養護教諭によるサポートと、総合教育支援センターや医療機関と連携した組織的な対応をする必要がある。

<心のケアの流れ>

- (1) 担任や養護教諭による児童生徒の観察や本人からの困り感の聞き取り
- (2) 担任から管理職、SC 担当教員への報告・相談
- (3) SC によるカウンセリングの日程調整
- (4) SC によるカウンセリング(児童生徒の困り感に対する相談やアドバイス)
- (5) SC から管理職や担任への情報提供
- (6) 校内生徒指導委員会等での情報共有、チーム対応
- (7) 必要に応じて、総合教育支援センターや医療機関をはじめとする専門機関との連携

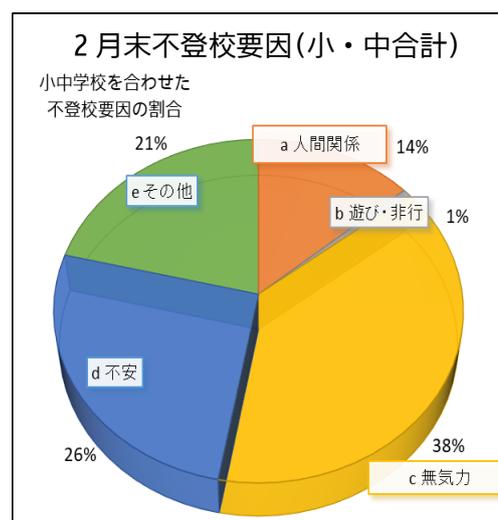
12 休業中からの学校再開に向けた不登校対策

学校再開後に心配されるのが、「ネット依存やゲーム障がい」に起因する不登校児童生徒の増加である。

「昼夜逆転の生活」や「SNSによる睡眠不足により朝起きられない」、「体調不良等の健康被害」、「友達や先輩とのネットトラブル」、「家族への暴言暴力(家庭内暴力)」等、様々な課題や障がいが報告されている。

休業中は、特に不登校児童生徒に限らず、多くの子どもたちが、家の中に閉じこもり、テレビやパソコン、タブレット、スマートフォン等を利用して余暇を過ごしていることが予想される。

学校再開後、「友達と再会する不安」、「無気力」、「ウイルス感染を恐れて登校できない(させない)」等に加え、「ネット依存による不登校」が増加することが懸念される。ウイルス感染に関する不安への心のケアと併せ、ネット依存の恐ろしさについて、児童生徒はもとより保護者への注意喚起の資料の配付等、その恐ろしさについて啓発や働きかけを行っていく必要がある。



13 部活動等の実施について【更新】

※ 「郡山市立学校における新型コロナウイルス感染症対策に対応した部活動等実施時の留意事項」(令和2年5月27日改定 学校管理課)を踏まえて実施する。